

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第8回 日弁連及び東弁で、育児期間中の会費免除制度が 開始・拡充されました

男女共同参画推進本部委員 坂野 維子 (57 期)

1 概 要

2015年4月1日から、日弁連の育児期間中の会費免除が始まりました。東弁でも同日付で、従前からの育児期間中の会費免除が拡充されています。

2 日弁連における会費免除制度の開始

(1) 免除の要件等

満2歳までの子の育児を行う会員（性別を問いません）が、6か月（多胎妊娠による複数の子の出生の場合は9か月）を上限として、日弁連の会費・特別会費の免除を受けられます。

申請に際しては、申請書と誓約書兼育児予定書に、戸籍謄本（又は子との関係が明らかになる住民票）を添付して、所属弁護士会（東弁は財務課）に提出します。育児への従事については育児実績表（日弁連ウェブサイトに記載例が掲載されており、参考になります）の提出が求められますが、「1日何時間以上」といった時間的な要件が課せられているものではありません。また、育児への従事により弁護士業務に従事する時間が減少したことも、特段要件とはされません。なお、免除期間中は毎月、育児実績表を翌月末までに（例えば4月の育児実績表は5月末日までに）日弁連の人権第二課に提出する必要があります。

(2) 適用対象等

この免除制度は、2015年4月1日以降の育児に適用されますので、2013年4月2日以降に生まれた子の育児が対象となります（2013年4月1日以前に生まれた子の場合、2015年3月31日までに満2歳となるため、本制度の対象とはなりません）。また、2013年4月2日以降同年9月1日までに生まれた子の場合、制度上の上限の6か月ではなく、各々子が満2歳とな

る日が属する月までの会費が、免除の対象となります。

過去の期間を免除対象期間として申請することもでき、その場合は納付済みの会費の還付を受けることになります。ただし、前記のとおり、免除の対象となる育児期間は2015年4月以降のものに限られ、また申請書の提出は、子が満2歳となる日の属する月が経過するまでに行う必要があります。例えば、2013年8月1日生まれの子の育児を行う会員の場合、会費免除期間は2015年4月から同年7月までの4か月であり（年齢の計算は生まれた日から起算するため、当該子は2015年7月31日に満2歳になるので）、申請書の提出は同年7月31日までに行う必要があります。詳細は、日弁連ウェブサイトの「育児期間中の会費等免除制度Q&A」で確認できます。

3 東弁における会費免除制度の拡充

東弁では、既に2011年7月から育児期間中の会費免除制度を設けており、これは育児のため弁護士業務への従事が週に20時間未満となることが見込まれる場合に、子が満2歳になるまでの間、8か月を上限として会費を免除するというものでした。今回2015年4月1日施行の制度改正により、弁護士業務への従事時間に関する要件が撤廃され、また多胎妊娠による複数の子の出生の場合には、免除期間が9か月に拡大されました。

4 その他

これらは性別を問わず育児期間につき会費免除を受けられる制度であり、女性会員の出産に伴う会費免除制度（日弁連・東弁とも、原則4か月・多胎妊娠につき6か月）も併せて引き続き利用可能です。申請方法は日弁連・東弁ウェブサイトを参照ください。